



社協だより

「交流」・「環境」・「健康」・「安心」明るいまちづくり

発行 社会福祉法人 阿南市社会福祉協議会
阿南市富岡町北通33番地1(阿南ひまわり会館内)
TEL 0884-23-7288 FAX 0884-22-7142
E-mail anan-shi-shakyo@palette.plala.or.jp
https://shakyo.ict-tokushima.jp/anand/

印刷 太陽高速印刷有限会社

新型コロナウイルス感染症

一時的な資金の貸付けを

受け付けております

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、生活費等の必要な資金の貸付けを行う緊急小口資金等の生活福祉資金特例貸付制度を実施しております。



休業 により収入が減少された方向け (緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付けを行います。

■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯

■貸付上限額

20万円以内 (下記に該当する世帯)

- ・世帯員に新型コロナウイルス罹患者がいるとき
- ・世帯員に要介護者がいるとき
- ・世帯員が4人以上いるとき
- ・世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- ・世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- ・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付けが必要な場合

■交付方法 一括交付

■償還方法

償還までの据置期間 1年以内 (12カ月以内)
償還期限は据置期間終了時から 2年以内 (24カ月以内)

失業 により収入が減少された方向け (総合支援資金)

生活再建に向けた就職活動等の間に必要な生活費用の貸付けを行います。

■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ①月20万円以内 (2人以上の世帯)
- ②月15万円以内 (単身世帯)

■貸付期間 原則3カ月以内

■交付方法 分割交付

■償還方法 償還までの据置期間 1年以内 (12カ月以内)
償還期限は据置期間終了時から10年以内

※以下の方は貸付け対象外となります

- ・生活保護受給中の方
- ・以前に生活福祉資金を利用し返済免除となった方
貸付けには審査があります。本資金は貸付金であり、**償還(返済)していただく必要**があります。貸付利子は無利子、保証人は不要です。ただし、**償還が延滞した場合は延滞利子**がかかります。

お問い合わせ

阿南市社会福祉協議会 (阿南ひまわり会館内)

☎ 0884-23-7288



色とりどりのマスクはみなさんに大好評です!



新型コロナウイルス感染症予防対策
手作りマスクの配布
デイサービスセンター
せりゅう荘
栖竜荘の利用者へ、職員
が手作りのマスクをプ
レゼントしました。